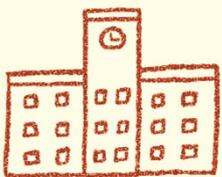


呉市 こども計画

- 概要版 -

第3期呉市子ども・子育て支援事業計画
呉市次世代育成支援行動計画
呉市こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画
呉市子ども・若者計画



令和7年3月

呉市



1. 計画策定の趣旨

① 計画の背景・趣旨

わが国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。

こうした社会情勢の変化を受けて、国はこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に「こども基本法」を公布し、令和5年12月には「こども大綱」が策定されました。

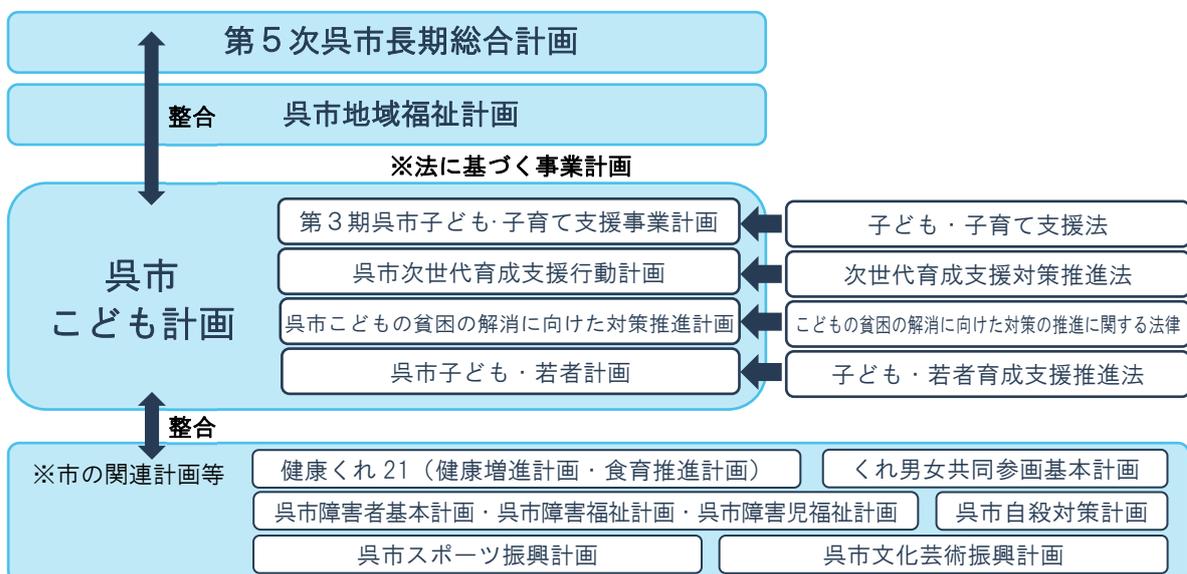
「こども大綱」では、全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

また、こども基本法第10条第2項には、市町村は、国が策定した「こども大綱」及び都道府県が策定した「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」を定めるよう努めるものとされています。

呉市では、平成27年3月に「第1期呉市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月にはその後継計画として「第2期呉市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てに関する施策を総合的に推進してきました。この「第2期呉市子ども・子育て支援事業計画」の期間が令和6年度末に終了することから、こども基本法に基づき、後継となる「第3期呉市子ども・子育て支援事業計画」を包含し、呉市のこども施策を一体的に推進する「呉市こども計画（以下「本計画」といいます。）」を策定しました。

② 計画の位置付け

本計画は、こども施策に関する4つの個別計画を包含し、市のまちづくりの基本となる「第5次呉市長期総合計画」を上位計画として、他の関連する計画と整合を図りながら、こども施策を推進していきます。



③ 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

④ 計画の対象

本計画は、妊娠期を含めた0歳から概ね20歳代までの子ども・若者及びその家庭を対象としています。ただし、施策の内容によっては、30歳代までの若者も含まれます。

乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期※1
義務教育年齢に達するまで	小学生	中学生から概ね18歳まで	概ね18～30歳	概ね30～39歳
子ども			若者	

※1：ポスト青年期：主に青年期を過ぎ、円滑な社会生活を営む上で困難を有する40歳未満の者

2. 計画の基本的な考え方

① 基本理念

子ども基本法や子ども大綱は、子どもや若者の最善の利益を第一に考え、子どもの権利を守るという考え方を中心になっており、その上で、全ての子どもの健やかな成長を社会全体で後押しすることが求められています。

そのため、市として国の考え方を踏まえ、子育てをする父母その他の保護者に焦点を当て、保護者が行う子育てを支えていこうという「すくすく・のびのび・子育てが楽しいまち」という第2期子ども・子育て支援事業計画での基本理念を一新することとし、呉市子ども計画の基本理念を次のように掲げました。

こどもまんなか
こどもの健やかな成長を 社会全体で後押しするまち くれ

そして、社会全体（市役所や企業、事業者、家庭、地域社会、学校、子どもや子育て世帯に出会う全ての市民など）でこどもの健やかな成長を後押しすることで、「こどもまんなか」の実現に努めます。

また、「こどもまんなか」の実現により、子どもや若者が成育環境にかかわらず、自分らしく幸福な生活を送ることができる呉市を目指します。

② 基本目標と施策の体系

こども大綱に示されたこども施策に関する重要事項 14 項目を基本目標とし、こどもの健や

こどもまんなか こどもの健やかな

ライフステージを通じた重要事項

基本目標		重点施策	
1	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	1	こども・若者，子育て世帯にやさしい社会づくりのための意識改革
2	多様な遊びや体験，活躍できる機会づくり	1	遊びや体験活動の推進
		2	生活習慣の形成・定着
		3	安心して外出できる環境の整備
3	こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	1	こどもや母親の健康の保持増進
		2	小児医療の充実
		3	慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援
4	こどもの貧困対策	1	教育の支援
		2	生活の支援
		3	保護者に対する就労の支援
		4	経済的な支援
5	障害児支援・医療的ケア児等への支援	1	障害児が安心して暮らせるための支援の充実
		2	障害児への経済的支援
6	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	1	児童虐待防止対策の更なる強化
		2	ヤングケアラーへの支援
7	こども・若者の自殺対策，犯罪などからこども・若者を守る取組	1	こども・若者の自殺対策
		2	こども・若者が相談しやすい体制の整備
		3	防犯・防災・交通安全対策の推進

かな成長を社会全体で後押しするための意識改革を推進していきます。

成長を社会全体で後押しするまち くれ

ライフステージ別の重要事項

基本目標		重点施策	
8	こどもの誕生前から幼児期までの支援	1	切れ目のない支援の充実
		2	教育・保育の受け入れ体制の充実
9	学童期・思春期の支援	1	こどもがのびのびと育つ居場所づくりの推進
		2	学びと社会の連携促進
		3	こどもの体力の向上のための取組の推進
		4	思春期保健対策の充実
		5	児童・生徒の健康の確保
		6	こどもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備
		7	キャリア教育の推進
		8	いじめの防止・不登校のこどもへの支援
10	青年期の支援	1	若者にとって魅力ある地域づくり
		2	高等教育の充実
		3	生涯学習の推進
		4	進学・就職の支援
		5	悩みや不安を抱える若者やその家族への支援

子育て当事者への支援に関する重要事項

基本目標		重点施策	
11	子育てや教育に関する経済的負担の軽減	1	子育て世帯への生活支援
		2	医療費等の負担軽減
12	地域子育て支援、家庭教育支援	1	地域における子育て支援の充実
		2	子育て支援のネットワークづくり
		3	子育て情報の発信力強化
13	共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	1	ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し
		2	子育てと仕事の両立の推進
		3	家庭生活・地域活動への男女共同参画の推進
14	ひとり親家庭への支援	1	ひとり親家庭への様々な経済的支援
		2	ひとり親家庭の自立に向けた支援体制の強化

3. 基本目標に基づく取組

基本目標1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

- ◇ 「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども・若者が権利の主体であることを、社会全体、市民一人ひとりに広く周知し、こどもの権利侵害を許さないという意識を、社会全体に浸透するよう努めます。
- ◇ こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、全ての人々がこどもや子育て中の人々を応援する、社会全体の意識改革を推進します。

呉市役所の取組

- **こどもの人権普及啓発**
いじめや虐待、体罰、性犯罪・性暴力などのこどもをめぐる人権問題について、関心と理解を深めるための啓発活動を実施する。
- **こどもまんなかキャンペーン**
地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人々がこどもや子育て中の方々に応援する、社会全体の意識改革を後押しする啓発活動を実施する。
- **児童虐待防止啓発事業**
オレンジリボンキャンペーン、移動パネル展示等の啓発活動を行う。 など

地域社会 (市民、企業、 事業者、各種団体等) の取組

- 「こどもまんなか応援サポーター」の情報発信及び就任を推奨する活動
- 「こどもまんなかアクション」の取組への理解・協力を促進する活動
- こどもたちに、命の尊さや人を思いやることの大切さを伝えるための活動
- 高校生との意見交換会など、こども・若者の意見を聴く活動 など

基本目標2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

- ◇ こどもの健やかな成長・発達を図っていくため、年齢や発達に応じた、自然、職業、文化芸術など多様な体験・遊びの機会の場を創出します。また、こどもが基本的な生活習慣を身につけることができるよう、生活習慣の大切さの普及啓発を推進します。
- ◇ 住まい、地域、生活環境、道路交通環境などの整備を行い、こどもが良好な環境の中で生活できるよう努めます。

呉市役所の取組

- **放課後児童会・子供教室 校内交流型事業**
小学校内に設置している放課後児童会と併せて、全ての児童が参加できる放課後子供教室を開設し、放課後児童会と一体的に運営する。
- **朝ごはん食べよう運動**
幼稚園・保育所等のこどもとその保護者や指導者を対象に食育教室を開催し、朝ごはんをはじめ、望ましい食生活について啓発する。
- **呉駅周辺地域総合開発に伴う子育て支援センターの整備**
新しく整備される複合建物に、子育て支援センターを移設するとともに、季節や天候に左右されず安全で安心して過ごせる大型屋内遊具のあるあそび場や絵本広場など新たな機能を持った施設を整備する。 など

地域社会 (市民、企業、 事業者、各種団体等) の取組

- こどもに遊びや体験活動の場を提供する自然体験活動や舞台鑑賞活動等の実施
- 地域でとれた野菜を中心に、大人とこどもと一緒に調理して食べる活動の中で、こどもが役割を担うことで、自己肯定感及び自己有用感の醸成や食の大切さを学ぶ場づくり
- 各種施設や店舗等での、授乳室、おむつ交換台、ベビーベット等の設置や、ミルク用のお湯の提供 など

基本目標3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

- ◇ 保健，福祉，医療，教育の各分野が連携しながら，こどもや母親の健康の保持増進に努め，切れ目のない支援体制を構築します。
- ◇ 医療機関等との連携により，必要なときに適切な医療が受けられるよう小児医療体制の確保に努めます。また，慢性疾病や難病を抱えるこども・若者について，医療費の助成を行うとともに，自立を支援するための相談支援を推進します。

呉市役所の取組

- **産前・産後サポート事業**
妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について，専門家等による相談支援等を行う。
- **こども医療費助成**
保護者の所得に関係なく，高校3年生までの医療費の自己負担額の一部を助成する。
- **難病患者等支援事業／小児慢性特定疾病医療費助成**
罹患している患者・児童等について，医療費等の自己負担分の一部を助成する。 など

地域社会 (市民,企業, 事業者,各種団体等) の取組

- 健康を守り，健やかな成長を支援する医療活動
- 医療現場でのこどもの意見等を聴くスキルを身に付ける「こどもまんなか研修」の実施
- 医療現場でのこどもの人権に関する勉強会，絵や工作等の掲示，こどもの居場所の情報提供
- 小児外来等の医療現場の環境整備としての絵本等の設置 など

基本目標4 こどもの貧困対策

- ◇ こども・若者が，家庭の経済状況に関わらず，質の高い教育を受け，能力や可能性を最大限に伸ばして，それぞれの夢に挑戦できるように努めます。
- ◇ 困窮する家庭やこどもへの市営住宅や居住費に関する支援を行うと共に，新たなこどもの居場所に取り組む様々な主体を支援することで信頼できる大人と出会い，こども一人ひとりに寄り添った生活全般の支援を実現します。
- ◇ 家庭の安定的な経済的基盤を築き，こどもの将来の進路や生活設計ができるよう，保護者の就労支援，安心してこどもを育てられるサービスメニューの充実に努めます。
- ◇ 児童手当や児童扶養手当などのほか，様々な世帯の状況に応じた経済的支援が，必要とする家庭に漏れなく届けられるよう，対象者への十分な周知や福祉と教育部門の連携を図ります。

呉市役所の取組

- **子どもの学習・生活支援事業**
生活保護世帯を含む生活困窮世帯等のこどもに対する学習支援や居場所づくり，養育に関する保護者への助言等を実施する。
- **子どもの進学支援事業**
ひとり親家庭で高等学校進学を目指す中学生を対象に個別学習支援，進学相談及び生活習慣の支援を行う場を開設することにより，ひとり親家庭の生活向上及び貧困の連鎖を防止する。
- **生活保護受給者等就労自立促進事業**
ハローワークとの連携により，呉市におけるワンストップ型の就労支援体制を整備することで，生活保護受給者や児童扶養手当受給者等の就労を支援し自立の促進を図る。 など

地域社会 (市民,企業, 事業者,各種団体等) の取組

- こどもの学習支援・居場所づくりの活動
- こども食堂等への食材の提供や運営支援活動，生活習慣定着の支援
- フードドライブ，フードパントリーの実施
- 対面や電話，オンライン等での職業相談及び就業を支援するセミナーの実施 など

基本目標5 障害児支援・医療的ケア児等への支援

- ◇ 障害や発達の特徴を早期に発見・把握し、教育などの関係機関と連携することで、こどものライフステージに応じた切れ目のない療育支援に取り組みます。また、障害のあるこどもや配慮を必要とするこどもとその家族に対する相談、指導、支援の充実を図り、負担の軽減に努めます。
- ◇ 保育所や幼稚園・認定こども園等における受け入れ体制の整備を図り、障害児保育の充実に努めます。また、障害者やその家庭を経済的に支援する制度の周知を図ります。

呉市役所の取組

- **児童発達支援**
通所施設を利用し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練などを行うとともに、その家族に対する支援を行う。
- **保育所等訪問支援**
保育所などを利用中の児童に対して、当該施設を訪問して児童に対する集団生活適応のための訓練や、受入先施設のスタッフに対する支援（支援方法などの指導）を行う。
- **特別児童扶養手当**
中・重度の身体、知的又は精神障害を有する20歳未満の障害児を家庭で看護している者に対して支給する。 など

地域社会 (市民、企業、 事業者、各種団体等) の取組

- 障害があってもなくてもチャレンジするこどもを応援する活動
- 支援が必要なこどもやきょうだいをサポートする活動
- 障害がある・ないに関係なく、こどもと親が安全安心と感じる居場所を作る活動
- 障害のあるこどもたちの生きづらさへの理解、障害への支援活動 など

基本目標6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

- ◇ 児童虐待は、あらゆる子育て当事者が無縁ではないという認識の下、社会全体、市民一人ひとりが関心を持ち、不適切な養育につながる可能性のある家族の支援ニーズをキャッチしていきま
- ◇ 子育てに困難を感じる家庭やこどものSOSをできる限り早期に把握し、具体的な支援につなげます。また、保健・医療・福祉等の分野のほか、学校や保育所等が連携を密にし、児童虐待防止対策の更なる強化を図ります。
- ◇ 教育、福祉、介護、医療等の関係者が情報共有・連携をし、早期にヤングケアラーを発見、把握することで、必要な支援につなげます。

呉市役所の取組

- **呉市要保護児童対策地域協議会**
児童虐待の早期発見・早期解決を図るため、関係する行政機関や民間団体等との緊密な連携・協力を図り、対策について協議・検討をする。
- **学校におけるヤングケアラー実態調査**
教育委員会が行う「学校におけるヤングケアラー実態調査」の結果をもとに、ヤングケアラーに該当する可能性のある児童生徒について適切な支援につなぐ。
- **包括的相談支援事業**
どの相談窓口においても、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、相談を受け止め、必要に応じ、適切な支援関係機関につないだり、支援関係機関と連携を図る体制を整備する。 など

地域社会 (市民、企業、 事業者、各種団体等) の取組

- 虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の児童相談所等への通告
- こどもへの関わり方など具体的なアプローチ方法を学ぶ、ペアレントトレーニングの実施
- 家族が安全安心に暮らせるように個別での面談対応
- 医療現場において、児童虐待からこどもを守る積極的な対応の実施 など

基本目標7 こども・若者の自殺対策, 犯罪などからこども・若者を守る取組

- ◇ こども・若者の自殺対策において、自殺予防等の啓発、自殺予防教育、リスクの早期発見、電話・SNSを活用したこども・若者が気軽に相談できる相談体制の整備を進めます。
- ◇ こどもの生命を守り、犯罪や事故、災害から安全を確保するため、体験的な学びを含め、発達に応じた安全教育を推進します。
- ◇ 社会全体、市民一人ひとりが非行や犯罪に及んだこども・若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図るとともに、こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援・自立支援を推進します。
- ◇ 関係機関・団体と連携し、市民の交通安全意識の向上を図るための取組を推進します。また、歩道整備や防護柵設置等の整備など、安全の通行空間の確保を図ります。

呉市役所の取組

● 心のサポーター養成事業

こころの健康の維持・向上につながる社会環境整備として、メンタルヘルスやうつ病・不安障害など精神疾患への正しい知識を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える人を支援する者を養成する。

● ユースワーカー育成事業

若者の居場所づくりや地域活動の中心となるユースワーカーを育成する。

● 交通安全活動推進事業

交通安全教室や交通安全日の早朝街頭指導等、警察、交通安全推進協議会連合会及び交通安全協会等が連携し、交通安全活動を実施する。

など

地域社会 (市民, 企業, 事業者, 各種団体等) の取組

- こどもの心に寄り添う研修の実施
- 過ちに陥った少年に対する更生援助活動
- 「こども110番の家」としてのこどもの見守り活動
- 防犯パトロール、防犯訓練、こどもたちへの声かけ等、こどもが安心して暮らせる地域をつくる活動

など

基本目標8 こどもの誕生前から幼児期までの支援

- ◇ 保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等について、社会全体、市民一人ひとりがしっかり目を向け、こどもの誕生前から幼児期までの育ちを等しく、切れ目なく支援します。
- ◇ こども達が、心と体を健やかに育むことができる環境づくりを推進するため、こどもが地域子育て支援拠点事業や公・私立保育所等で安全かつ快適に過ごすことができる環境整備を行います。
- ◇ 保護者の多様な就労形態への対応、子育てと仕事の両立を支援するため、延長保育、休日保育、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、こども誰でも通園制度など、多様な保育サービスの充実を図ります。

呉市役所の取組

● こども家庭センター

母子保健・児童福祉の両機能が全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行う。

● 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が交流できる場を設置し、子育てについての相談、情報の提供・交換、助言その他の援助を行うなど、地域の子育て支援機能を提供する。

● 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

就労条件を問わず、時間単位で柔軟に保育所などを利用できる。

など

地域社会 (市民, 企業, 事業者, 各種団体等) の取組

- 各地域で実施される様々な行事での、妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮
- 保護者、子育てに協力されている方に向けて、息抜きや子育てのためになる活動
- 親子で一緒にリフレッシュすることを目的としたイベントの開催
- 地域・保護者を対象としたこどものための研修会・講演会の開催

など

基本目標9 学童期・思春期の支援

- ◇ 学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、自己肯定感や道徳性、社会性、確かな学力と健康や体力を育み、また自己肯定感を高めることができる環境を整備します。
- ◇ 思春期は、自分の存在の意味、価値及び役割を考え、アイデンティティを形成していく時期である一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期です。思春期のこどもたちの心と体の健康づくりを推進します。
- ◇ 学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身に付けることができるよう推進します。
- ◇ いじめの防止、不登校のこどもへの相談・支援体制を整備します。

呉市役所の取組

● 子どもの居場所づくり助成事業

地域のこどもを対象に、食事の提供、学習の支援、遊びの体験などの活動を通して、こどもの居場所づくりに取り組む団体や事業者などに対し、開設及び運営費用の一部を助成する。

● キャリア教育推進協議会

呉市立小・中・義務教育学校及び呉高等学校の児童生徒の勤労観、職業観を育成するキャリア教育を推進する。

● 思春期相談事業

各保健センターで思春期相談を行うとともに、随時電話や来所で相談を受ける。

など

地域社会 (市民、企業、 事業者、各種団体等) の取組

- こどもが自由にのびのび遊べる場づくり
- こどもに様々な学びや体験の機会を提供するプログラム、教室及び講座の開催
- 心身ともに健全な育成等を目的とした、青少年のスポーツ振興活動
- 専門家による薬物乱用防止教室や喫煙防止教室、がんについて等の講演の開催

など

基本目標10 青年期の支援

- ◇ 若者世代が住み続けたいと思えるような魅力ある地域づくりに取り組むとともに、若者が自分たちの地域に誇りと愛着を持ち、地域社会の一員として地域とつながることを後押しします。
- ◇ 生涯にわたる学びや、リスキリングによる能力向上を支援するため、一人ひとりの学ぶ意欲を満たし、誰もが生涯にわたって自ら学び、生き生きと活動することができる環境を整えます。
- ◇ 若者が、家庭の経済状況に関わらず、経済的な不安がなく、良質な雇用環境の下で、将来への展望を持って生活できるよう、呉市において若者が活躍できる環境整備に官民一体となって取り組んでいきます。また、若者やその家族に対する相談体制の充実を図り、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等について学生を含む若者に周知します。

呉市役所の取組

● 呉駅周辺地域総合開発に伴うユース世代の居場所づくり

新しく整備される複合建物に、中・高生を中心とするユース世代が、「自分たちもこのまちでこどもを育てたい」と誇りに思えるような新しい居場所を整備する。

● 精神保健福祉相談（こころの健康相談）

精神科医師が心の健康、ひきこもりなどの相談に応じる。

● 未来へ羽ばたけ！大学進学応援事業

児童扶養手当を受けているひとり親世帯や一定の所得水準を下回る世帯の大学進学を目指している高校生を対象に学習機会を提供することで、保護者の経済的な理由により将来の夢を諦めず希望の大学に進学できるように支援する。

など

地域社会 (市民、企業、 事業者、各種団体等) の取組

- 若者が行うボランティア活動への支援
- 地域や社会の全ての人にとって学ぶ機会を提供する市民大学の開設や市民公開講座等の実施
- 高校生、大学生に向けた、進学・就職説明会の開催

など

基本目標 11 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- ◇ 理想のこども数を持たない大きな理由の一つとなっている経済的負担について、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施します。
- ◇ 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施するため、医療費等の負担軽減を図ります。

呉市役所の取組

- **妊婦のための支援給付金給付**

妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と「妊婦のための支援給付金」による経済的支援を一体的に実施する。

- **児童手当**

次世代の社会を担う児童の健やかな成長に資するという観点から、高校生年代までの児童を養育している者に対して支給する。

- **子育て世帯の市営住宅優先入居**

こどもの健全な成長を促すため生活の基盤となる居住の安定的な確保を支援する。

- **ひとり親家庭等医療費助成**

18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している母（父）子家庭等（世帯全員の所得税が非課税相当）の医療保険診療の自己負担分の一部を助成する

など

地域社会

（市民、企業、事業者、各種団体等）の取組

- 小学校入学時のランドセル贈呈等の企業や事業所の子育て世帯支援の充実

など

基本目標 12 地域子育て支援, 家庭教育支援

- ◇ 在宅で子育てをしている家庭を含めた全てのこどもと家庭を対象として、ニーズに応じた様々な子育て支援を市役所や民間団体、事業者のほか、こども・子育て世帯に関わる市民一人ひとりが主体となって推進していきます。
- ◇ 呉市すこやか子育て協会や子育て当事者と連携しながら、効果的な情報発信を行い、子育て支援団体の育成や子育て支援ネットワークの充実を図ります。
- ◇ 子育て家庭が必要な情報を取得しやすい情報提供体制を整備し、子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供を行います。

呉市役所の取組

- **利用者支援**

こどもやその保護者、又は妊娠している方などその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるような必要な支援を行う。

- **育児サークル・子育て支援団体活動支援**

呉市すこやか子育て協会と連携し、育児サークル、子育て支援団体への活動支援を行う。

- **くれ子育てねっと**

児童手当、こども医療費助成、保育所入所等の子育てオンライン申請のほか、地域情報交流サイト「くれっこガーデン」、子育てサークルなどの情報をインターネット上で提供する呉市の子育てポータルサイトを運営する。

など

地域社会

（市民、企業、事業者、各種団体等）の取組

- 乳幼児に配慮した安全・安心な子育て及び親と子の交流の場の運営
- 親子で外遊びを楽しめる活動の実施
- 子育てサークルの支援・交流活動
- こどもの年齢に応じた、こども関係のお得な情報やイベント情報等の配信

など

基本目標 13 共働き・子育ての推進, 男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

- ◇ 夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、社会全体で支援するため、職場の文化・雰囲気及び組織のトップや管理職の意識を変え、仕事と子育てを両立できる環境づくりを社会全体で進めていきます。
- ◇ 子育てと仕事の両立を支援するため、放課後児童会、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業などの各種サービスの充実と利用促進に努めます。
- ◇ 男性の家事・子育てへの主体的な参画を社会全体で後押しするとともに、家庭において父親、母親がともに育児や家事の責任を分担し、協力し合えるよう、親になる前からの学習機会やこどもの成長を家族と一緒に喜ぶことができる機会を増やすことで、男女共同参画の推進についての意識啓発を引き続き図っていきます。

呉市役所の取組

- **ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する啓発**
「ワーク・ライフ・バランス」の考え方に沿って社会全体で働き方の見直しを行うための啓発を行う（啓発資料作成・事業主や人事担当者に対する研修会やセミナー開催・講師派遣等）。
- **子育て関係各種手続きのWeb申請**
子育てに関する様々な手続きについて、スマートフォンを使うことで、曜日や時間に関わらずいつでも申請することができるオンライン申請を実施する。など

地域社会 (市民, 企業, 事業者, 各種団体等) の取組

- テレワークの活用や定時退勤日の設定等、仕事も暮らしも充実できる職場環境の実現に向けた取組
- 育児休業、育児短時間勤務制度、フレックスによる時差出勤、こどもの看護休暇等の制度の整備等気兼ねなく制度を利用できる職場環境づくり
- 男性の育児休業の取得、積極的に育児参加する風土の構築 など

基本目標 14 ひとり親家庭への支援

- ◇ ひとり親家庭では、仕事と子育てを一人が一手に担わざるを得ない状況になりがちのため、そうならないよう社会全体、市民一人ひとりが理解し、当事者に寄り添った支援を行います。
- ◇ ひとり親家庭への経済的支援に取り組むとともに、学習支援や体験活動等の事業を実施し、世帯状況によるこどもの経験や体験の欠如のばらつきの軽減に努めます。
- ◇ 各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組みます。また、ひとり親家庭の相対的貧困率が高い現状を踏まえ、ひとり親家庭の子育てを支え、高い就労率が経済的な自立の実現につながるよう就労支援に努めます。
- ◇ こどもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子の交流を促進するとともに、養育費に関する相談支援や取決めの促進に努めます。

呉市役所の取組

- **母子・父子自立支援プログラム策定事業**
母（父）子家庭が就業により自立することを目的に、相談を通じて自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの連携の上、きめ細やかな自立支援事業を行う。
- **母子家庭等就業・自立支援センター事業**
母子家庭の母及び父子家庭の父並びに専婦に対して自立支援を図るため、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士等のアドバイスを受けて養育費の取り決めなどの専門的な相談を行う。など

地域社会 (市民, 企業, 事業者, 各種団体等) の取組

- 民間企業等による、ひとり親家庭への子どもたちに対する奨学金
- こどもの学習支援・居場所づくりの活動
- 小学生、中学生等、こどもの成長と自立を支援する学習の場の提供
- 対面や電話、オンライン等での職業相談及び就業を支援するセミナーの実施 など

4. 子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策

① 教育・保育の量の見込み

幼稚園、保育所等の利用実態とニーズ調査で把握した利用希望、女性の就業率向上等を踏まえ、各年度における量の見込み（ニーズ量）及び確保方策を設定しました。

教育・保育の量の見込みに対して対応可能な提供体制となっています。

対象年齢	認定区分（子ども・子育て支援法第19条）			計画終了年度（令和11年度）		
				量の見込み	確保方策	
満3～5歳	1号認定	教育	幼児期の教育(教育認定)	539人	779人	802人
	2号認定	教育	保育の必要性あり(保育認定)のうち、幼稚園(教育)を希望する子どもの数	240人		
		その他	保育の必要性あり(保育認定)	1,379人	1,405人	
満3歳未満	3号認定	0歳	保育の必要性あり(保育認定)	142人	174人	
		1歳		451人	488人	
		2歳		500人	538人	

② 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

各事業について、量の見込みに対して対応可能な提供体制を整備します。

事業名	事業の内容	計画終了年度（令和11年度）		
		量の見込み	確保方策	
一時預かり事業	幼稚園の預かり保育に当たる一時預かり(在籍児童対象)と、保護者が、冠婚葬祭や急な傷病、入院、または保育要件に満たない短時間就労などにより、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において教育・保育施設などで一時的に預かる(非在籍児童対象)事業です。	1号認定 (幼稚園における在園児を対象)	2,142人	29か所 2,142人
		2号認定 (幼稚園等における在園児のうち2号認定を対象)	67,112人	28か所 67,112人
		在園(所)児童以外の一時預かり	34,680人	39か所 34,680人
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日に認定時間(保育標準時間・保育短時間)を超えて、認定こども園、保育所で保育を実施する事業です。	1,733人	51か所 1,733人	
病児・病後児保育事業	病児・病後児保育事業は、病気や病気からの回復期などで集団保育などが困難な子どもを病院などにおいて付設された専用スペースで、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。	34,200人	34,200人	
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所として開設し、子育てについての相談や各種情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	88,110人	15か所 88,110人	
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行う事業です。	871人	871人	
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施する事業です。	10,949人	10,949人	

事業名	事業の内容		計画終了年度（令和11年度）	
			量の見込み	確保方策
子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライトステイ)	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)です。	ショートステイ事業	延利用日数 247日	延利用日数 440日
		トワイライトステイ事業	延利用日数 98日	延利用日数 300日
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。		1,229件	1,229件
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする事業です。			
放課後児童健全育成事業 (放課後児童会)	保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生の児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全な育成を図る事業です。	1～3年生	994人	1,817人
		4～6年生	387人	717人
利用者支援事業	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や一時預かり等の地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、市や地域子育て支援拠点等で相談を受け付ける等利用者支援を図る事業を行います。	基本型・特定型	-	2か所
		こども家庭センター型	-	1か所
実費徴収に係る補給給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園利用者の副食費相当額等を助成する事業を行います。			
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業を行います。			
妊産婦等包括相談支援事業	妊産婦等に対して来所や訪問等による面談を行うことで、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。		2,664回	2,664回
産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。	宿泊型	30人	30人
		日帰り型	225人	225人
		訪問型	136人	136人
子育て世帯訪問支援事業、要保護児童等に対する支援に資する事業	①子育てヘルパー派遣事業	養育支援が必要と認められる世帯に対し、家事、育児等の援助を行うことにより、当該家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図り、家庭の養育力の育成及び向上を支援するために、子育てヘルパーを派遣する事業です。	39人	39人
	②児童家庭相談事業	児童虐待を始めとして、子どもを取り巻く問題は、複雑・多様化しており、問題が深刻化する前に早期に発見し、早期に支援していくことで家庭の安定を図るとともに、地域におけるきめ細やかな支援体制を整える事業です。	2,300人	2,300人
乳児等通園支援事業	保護者の就労の有無に関わらず、生後6か月から2歳の未就園児が保育施設等を時間単位で利用できる事業です。	0歳児	50人	50人
		1歳児	51人	51人
		2歳児	52人	52人
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う事業です。			
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施する事業です。			

5. こども施策の推進

① こども・若者の意見反映

1 こども基本法・こども大綱が定めている「こども・若者の意見反映」

こども基本法第3条では、全てのこども・若者について、その年齢及び発達 の程度に応じた意見表明機会や社会的活動に参画する機会を確保すること、こども・若者の意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することが基本理念として謳われています。また、第11条では、こども施策を策定、実施、評価するとき、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることを国や地方公共団体に義務付けており、国や地方公共団体には、それぞれの政策の目的等を踏まえ、こども・若者の最善の利益を第一に考えながら、こども・若者の意見を聴き、反映させることが求められています。

こども大綱においても、こども・若者が権利の主体であることを明示し、こども施策の基本的な方針の1つとして、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」こととしています。また、こども施策を推進するために必要な事項としても、「こども・若者の社会参画・意見反映」を据え、こども・若者ととともに社会をつくるという認識の下で、意見表明の機会づくりや意見を持つための様々な支援を行い、実効性のある社会参画・意見反映を進めていく必要があるとしています。

意見とは？

意見とは、論理的に整理された考えだけを指すではありません。こども基本法の「意見」はこどもの権利条約を踏まえ、より広い気持ちや考えを指しています。

こどもの権利条約では、第12条において、「自由に自己の意見を表明する権利 (the right to express those views freely)」を定めています。その「意見」は、原文(英語)で「view(s)」であり、意見を聴かれる権利に関する児童の権利委員会一般的意見第12号(2009年)において、言語化された意見のみならず、遊びや身振り、絵を含む非言語のコミュニケーション形態への認識と尊重が必要とされています。

2 意見反映の意義

こども・若者に影響を与える施策について、こども・若者自身の意見が聴かれ、反映されることは、こども・若者と社会にとって大きく2つの意義があります。

1つ目の意義

こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。

2つ目の意義

こどもや若者にとって、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

3 こどもが意見を表明するための工夫

こども・若者への意見聴取については、施策の内容、目的などに加えて、意見を聴取するこどもの年代に応じた様々な手法を検討していく必要があります。また、こども・若者が抱えている困難性や特性、置かれている状況によっては、声をあげづらい、声を聴かれにくい状況にあるこども・若者もいます。そのため、それぞれの抱えている状況に合わせた配慮も必要となります。

【取組手法について】

①ホームページやSNSの活用

こども・若者に届きやすい情報発信に努め、わかりやすい表現に留意し、動画の活用も視野にいれて取り組んでいきます。

②対面形式での意見交換

ワークショップや座談会の開催など対面形式の意見交換では、意見交換の目的やテーマを明確にした上で議論しやすい環境を整えます。

③こども・若者の居場所や活動の場へ出向いての意見聴取

様々な居場所や活動の場において、当事者のこども・若者から意見を聴取する機会を設けるよう努めます。

④審議会等へのこども・若者の参画

審議会等への若者からの委員登用、オブザーバーとしてのこどもの参加など、主体的な参画を促進していきます。

【声を聴かれにくいこども・若者への配慮について】

学校、地域、生活の場等を通じて情報や参画機会をつくることが困難な場合

不登校のこども、中退した若者、経済的に困難な家庭のこども・若者、ヤングケアラーやアクセスの難しい地域に住むこども・若者など。

意見表明の手法の選択肢が限られていることから受け止める側も聴くための工夫が特に必要な場合

障害児・医療的ケア児や外国人のこども・若者など。

意見を言うことが安全・安心でない等、意見を言う環境に特別な配慮や工夫が必要な場合

社会的養護経験者、性的マイノリティ、虐待やいじめを受けている、受けたことがあるこども・若者など。

言葉だけではなく、年齢及び発達段階にに応じて、その意思（思いや願い）が多様な形で表れ、受け止める側も聴くための工夫が特に必要な乳幼児の場合

4 こども基本法上のこども施策

こども基本法が規定するこども施策には、こどもの健やかな成長に対する支援や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主な目的とする施策に加え、教育施策や雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれます。

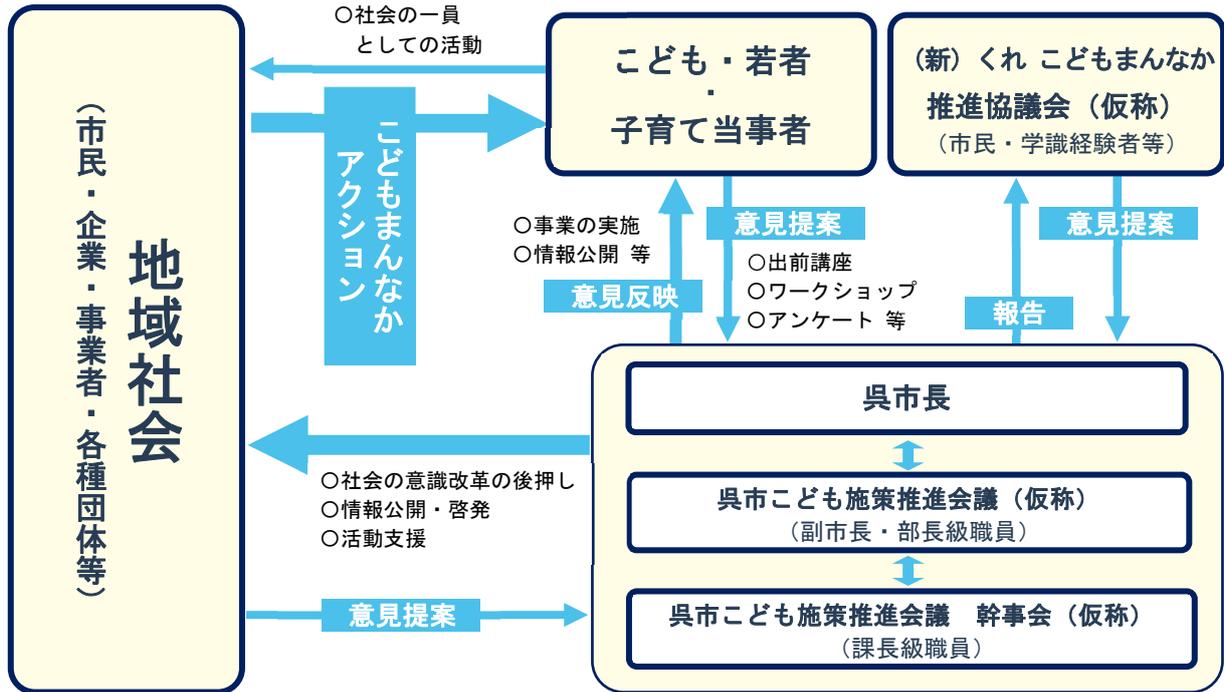
こども・若者の今と将来の生活に影響を与える政策や計画、施策、事業について、こども・若者は当事者になります。

5 意見の反映・フィードバック

意見の反映方法については、意見を聴き共有するだけで終わらせるのではなく、計画や施策に反映し、文章等を公開することのほか、こども・若者が直接、施設運営や施策決定に関わるという反映方法が考えられます。さらに、意見が取り入れられた場合や意見が取り入れられなかった場合の理由や経過を意見表明したこども・若者へフィードバックし、相互理解を深めます。

以上のような意見表明や反映の意義や視点を踏まえ、次に示す計画の推進体制の中でその手法や仕組みについて議論をし、検討を進めていきます。

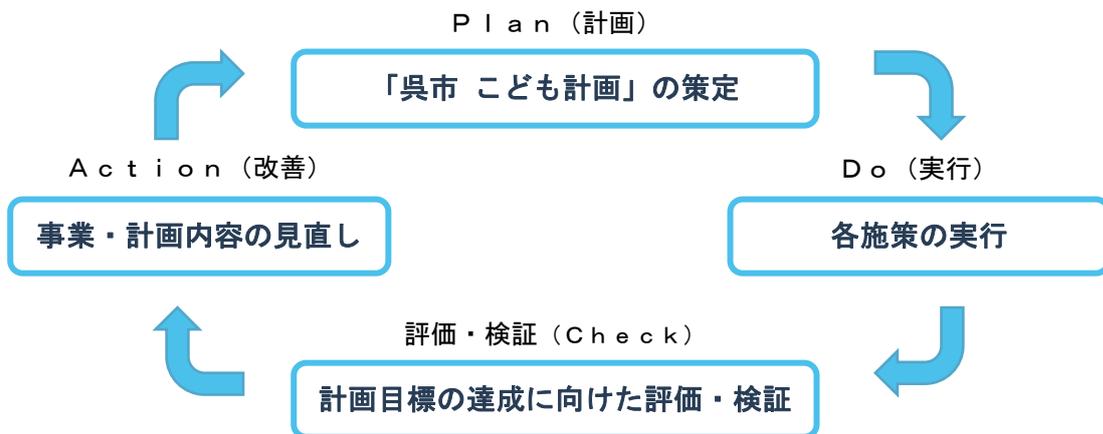
② 推進体制

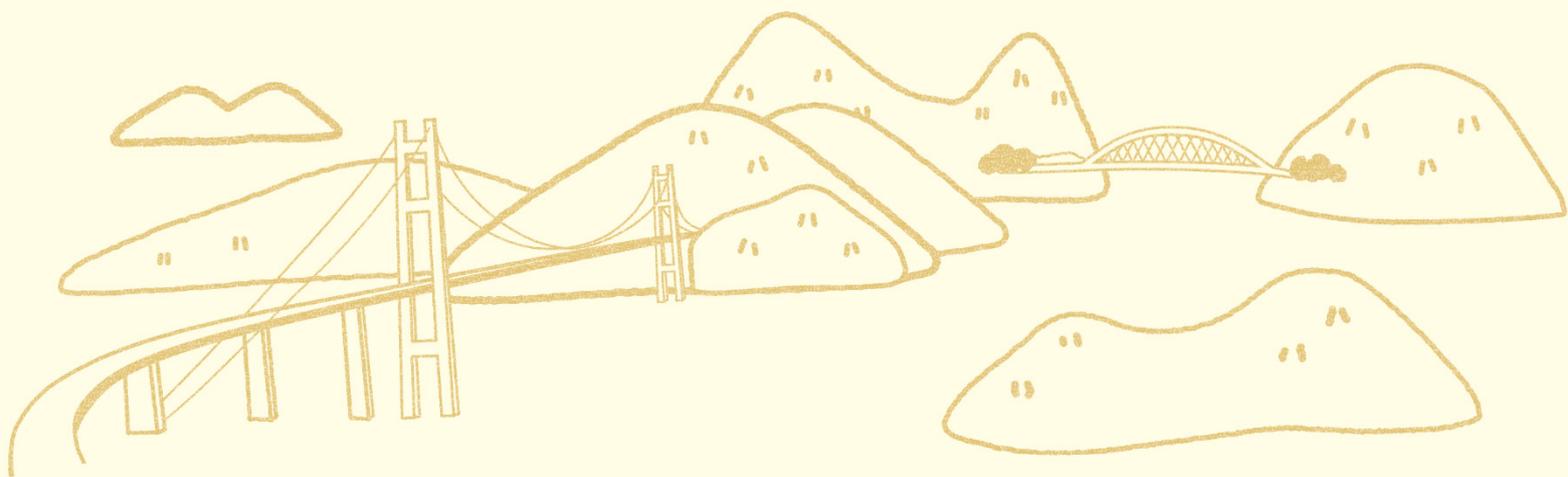


③ 進捗の管理・評価

今後は、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗管理・評価では、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。

なお、「量の見込」や「確保方策」については、当初の計画に対して大きな開きが見受けられる場合には、計画の見直しを検討します。ただし、見直しを行った後の事業計画の期間は、当初の計画期間（令和11年度）までとします。





呉市 こども計画 ~概要版~

令和7年3月発行

発行 呉市 こども部 こども支援課
〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号
TEL:0823-25-3254 FAX:0823-24-6720
E-mail:kodosien@city.kure.lg.jp
